

指定難病のしおり(第16版) 正誤表

連番	ページ番号	項目	誤(改正前)	正(改正後)	変更箇所
1	8	申請から受給者証交付までの流れ	 <ul style="list-style-type: none"> <li>申請 <ul style="list-style-type: none"> <li>郵送または各区の保健センターの窓口で申請できます。</li> <li>必要書類については、14ページ～17ページをご覧ください</li> </ul> </li> <li>審査 <ul style="list-style-type: none"> <li>疾病ごとに厚生労働省が定める認定基準に基づき、臨床調査個人票等の内容を審査します。</li> <li>患者が加入する健康保険の高額療養費の区分について、市から保険者に照会します。</li> </ul> </li> <li>受給者証の交付 <ul style="list-style-type: none"> <li>審査の結果が認定となった方に、受給者証を交付します。(登録先住所に郵送します。)</li> <li>審査の結果が不認定となった場合には、その理由を記載した通知を送付します。</li> <li>受給者証交付前に生じた医療費については、13ページをご覧ください。払戻しに必要な申請書類は受給者証に同封して送付します。</li> <li>➤ 審査結果をお知らせするまでには<b>3か月程度</b>かかります。</li> </ul> </li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>申請 <ul style="list-style-type: none"> <li>郵送または各区の保健センターの窓口で申請できます。</li> <li>必要書類については、14ページ～17ページをご覧ください</li> </ul> </li> <li>審査 <ul style="list-style-type: none"> <li>疾病ごとに厚生労働省が定める認定基準に基づき、臨床調査個人票等の内容を審査します。</li> </ul> </li> <li>受給者証の交付 <ul style="list-style-type: none"> <li>審査の結果が認定となった方に、受給者証を交付します。(登録先住所に郵送します。)</li> <li>審査の結果が不認定となった場合には、その理由を記載した通知を送付します。</li> <li>受給者証交付前に生じた医療費については、13ページをご覧ください。払戻しに必要な申請書類は受給者証に同封して送付します。</li> <li>➤ 審査結果をお知らせするまでには<b>3か月程度</b>かかります。</li> </ul> </li> </ul>	<p>「所得区分の確認」事務が廃止されました。</p>
2	16	該当する方のみが提出する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>同意書(保険者照会用) 国民健康保険組合(医師、歯科医師、食品衛生、建設業、建設連合等)に加入している方のみご提出ください。国民健康保険組合の方以外は提出不要です。</li> <li>市町村民税課税(非課税)証明書(原本) 国民健康保険組合(医師、歯科医師、食品衛生、建設業、建設連合等)に加入している方 ▶▶患者本人分、同じ記号・番号の保険に加入している方全員分をご提出ください。 ▶▶被用者保険に加入している方で被保険者本人が非課税の方▶▶被保険者本人分をご提出ください。 申請時期によって、ご用意いただく証明書の年度が異なりますので、詳しくは17ページの表①をご確認ください。</li> <li>医療費申告書 領収書、診療明細書、又は特定医療費(指定難病)自己負担上限額管理票(既に受給者証をお持ちの方)のいずれかのコピー 軽症高額該当基準(9ページ)に該当する場合にご提出ください。</li> <li>同意書(都道府県・指定都市照会提供用) 臨床調査個人票の代わりに転入前の都道府県又は指定都市が発行した受給者証のコピーで申請する場合にご提出ください。</li> <li>指定難病又は小児慢性特定疾病の受給者証のコピー 患者と同じ健康保険の方が指定難病又は小児慢性特定疾病の医療費助成を受けている場合や、患者本人が今回申請する疾病以外で小児慢性特定疾病の医療費助成を受けている場合にご提出ください。申請中の場合も含みます。</li> <li>生活保護受給票のコピー、又は生活保護受給証明書(原本) 生活保護を受給している方はご提出ください。</li> </ul>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療費申告書 領収書、診療明細書、又は特定医療費(指定難病)自己負担上限額管理票(既に受給者証をお持ちの方)のいずれかのコピー 軽症高額該当基準(9ページ)に該当する場合にご提出ください。</li> <li>同意書(都道府県・指定都市照会提供用) 臨床調査個人票の代わりに転入前の都道府県又は指定都市が発行した受給者証のコピーで申請する場合にご提出ください。</li> <li>指定難病又は小児慢性特定疾病の受給者証のコピー 患者と同じ健康保険の方が指定難病又は小児慢性特定疾病の医療費助成を受けている場合や、患者本人が今回申請する疾病以外で小児慢性特定疾病の医療費助成を受けている場合にご提出ください。申請中の場合も含みます。</li> <li>生活保護受給票のコピー、又は生活保護受給証明書(原本) 生活保護を受給している方はご提出ください。</li> <li>同意書(国家公務員共済組合) 国家公務員共済組合に加入されている方で、患者と支給認定基準世帯員全員の市町村民税が非課税である方のみご提出ください。</li> <li>同意書(地方公務員共済組合) 地方公務員共済組合に加入されている方で、患者と支給認定基準世帯員全員の市町村民税が非課税である方のみご提出ください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同意書(保険者照会)は提出不要となりました。</li> <li>市町村民税(非)課税証明書は提出不要となりました。</li> <li>新たに提出が必要となる同意書(国家公務員共済組合、地方公務員共済組合)を追加しました。</li> </ul>